政　令

銀行法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十七号

銀行法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十五条第一項（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の四十六第一項（信用金庫法第八十九条第五項及び協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第二項、信用金庫法第八十八条第二項並びに協同組合による金融事業に関する法律第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（銀行法施行令の一部改正）

第一条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

三　銀行がその営業所を設置する際に、当該営業所の休日として金融庁長官に届出をした日

第五条第三項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第十六条の七第二項第二号中「承認した日」の下に「又は当該特定銀行代理業者が当該営業所等を設置する際に、当該営業所等の休日として金融庁長官に届出をした日」を加える。

第十七条の二第一項第五号中「による届出」を「並びに第五条第二項第三号の規定による届出」に改める。

第十七条の四第一項第五号中「による届出」を「並びに第十六条の七第二項第二号の規定による届出」に改める。

（信用金庫法施行令の一部改正）

第二条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第四号中「及び銀行法第十六条第一項」を「の規定、銀行法第十六条第一項の規定及び第十二条第二項第三号」に改める。

第十条の三第一項中「読み替えて」を削り、同項第五号中「規定並びに」を「規定、」に、「による届出」を「並びに第十三条の三第二項第二号の規定による届出」に改める。

第十二条第二項に次の一号を加える。

三　金庫がその事務所を設置する際に、当該事務所の休日として金融庁長官に届出をした日

第十二条第三項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第十三条の三第二項中「読み替えて」を削り、同項第二号中「承認した日」の下に「又は当該特定信用金庫代理業者が当該営業所等を設置する際に、当該営業所等の休日として金融庁長官に届出をした日」を加える。

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項に次の一号を加える。

三　信用協同組合等がその事務所を設置する際に、当該事務所の休日として金融庁長官に届出をした日

第四条第三項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第五条の六第二項中「読み替えて」を削り、同項第二号中「承認した日」の下に「又は当該特定信用協同組合代理業者が当該営業所等を設置する際に、当該営業所等の休日として金融庁長官に届出をした日」を加える。

第七条第一項第四号中「及び銀行法第十六条第一項」を「の規定、銀行法第十六条第一項の規定及び第四条第二項第三号」に改める。

第八条第一項中「読み替えて」を削り、同項第五号中「規定並びに」を「規定、」に、「による届出」を「並びに第五条の六第二項第二号の規定による届出」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年七月十六日から施行する。

（銀行法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の際現にされている第一条の規定による改正前の銀行法施行令（次項において「旧銀行法施行令」という。）第五条第二項第二号の規定による承認の申請（銀行の営業所を設置する際に行われたものに限る。）において当該営業所の休日として申請された日は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）に第一条の規定による改正後の銀行法施行令（次項において「新銀行法施行令」という。）第五条第二項第三号の規定により当該営業所の休日として届け出られたものとみなす。

2　この政令の施行の際現にされている旧銀行法施行令第十六条の七第二項第二号の規定による承認の申請（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者の旧銀行法施行令第十六条の七第二項に規定する営業所等を設置する際に行われたものに限る。）において当該営業所等の休日として申請された日は、施行日に新銀行法施行令第十六条の七第二項第二号の規定により同項に規定する営業所等の休日として届け出られたものとみなす。

（信用金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行の際現にされている第二条の規定による改正前の信用金庫法施行令（次項において「旧信用金庫法施行令」という。）第十二条第二項第二号の規定による承認の申請（信用金庫法施行令第七条に規定する金庫の事務所を設置する際に行われたものに限る。）において当該事務所の休日として申請された日は、施行日に第二条の規定による改正後の信用金庫法施行令（次項において「新信用金庫法施行令」という。）第十二条第二項第三号の規定により当該事務所の休日として届け出られたものとみなす。

2　この政令の施行の際現にされている旧信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号の規定による承認の申請（信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者の旧信用金庫法施行令第十三条の三第二項に規定する営業所等を設置する際に行われたものに限る。）において当該営業所等の休日として申請された日は、施行日に新信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号の規定により同項に規定する営業所等の休日として届け出られたものとみなす。

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この政令の施行の際現にされている第三条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律施行令（次項において「旧協同組合金融事業法施行令」という。）第四条第二項第二号の規定による承認の申請（協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第一項に規定する信用協同組合等の事務所を設置する際に行われたものに限る。）において当該事務所の休日として申請された日は、施行日に第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行令（次項において「新協同組合金融事業法施行令」という。）第四条第二項第三号の規定により当該事務所の休日として届け出られたものとみなす。